

株価指数先物取引

株価指数先物取引の各限月取引について、次の 1. または 2. に該当した場合、15 分間取引を一時中断する。

1. 直前の約定指数（限月間スプレッド取引及び立会外取引による約定指数を除く）または特別気配値段が、呼値の制限値幅の基準値段を東証が定める値幅を超えて下回り、かつ、当取引所が定める理論価格から当取引所が定める乖離幅を超えて下回っている場合。
2. 直前の約定指数（限月間スプレッド取引及び立会外取引による約定指数を除く）または特別気配値段が、呼値の制限値幅の基準値段を東証が定める値幅を超えて上回り、かつ、当取引所が定める理論価格から当取引所が定める乖離幅を超えて上回っている場合。

基準値段	変動幅	乖離幅	制限値幅
750 ポイント未満	50 ポイント超	10 ポイント超	上下 100 ポイント
750 ポイント以上 1,000 ポイント未満	75 ポイント超	15 ポイント超	" 150 ポイント
1,000 ポイント以上 1,250 ポイント未満	100 ポイント超	20 ポイント超	" 200 ポイント
1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満	150 ポイント超	30 ポイント超	" 300 ポイント
1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満	200 ポイント超	40 ポイント超	" 400 ポイント
2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満	250 ポイント超	50 ポイント超	" 500 ポイント
2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満	300 ポイント超	60 ポイント超	" 600 ポイント
3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満	350 ポイント超	70 ポイント超	" 700 ポイント
3,750 ポイント以上	400 ポイント超	80 ポイント超	" 800 ポイント

- ・理論価格は、算出時の取引対象株価指数 + 理論ベースとする。
- ・また、理論ベースは、前日の最終取引対象株価指数 × {(短期金利 - 市場第一部銘柄予想配当利回り) × 当該限月取引の取引最終日の翌日までの日数 ÷ 365} とする。
- ・株価指数先物取引の一時中断が行われている場合は、当該一時中断されている限月取引に係る限月間スプレッド取引、立会外取引及び株価指数オプション取引も、当該一時中断されている限月取引の一時中断が終了されるまでの間、取引を一時中断する。

次の場合には、一時中断措置は実施しない

特別気配表示中に実施基準に該当した場合

一時中断措置を実施した後、午後立会（半休日においては午前立会）終了までに再度実施基準に該当した場合

午後 2 時 45 分以降（半休日においては午前 10 時 45 分以降）に実施基準に該当した場合

先物価格が制限値段で実施基準に該当した場合